

4 連携団体等

区市町村	女性団体との横断的組織	設置 年月日	根 拠	設置目的	構成員・団体	活動状況	機関がない場合の連携状況
千 代 田 区	千代田区男女共同参画センター運営協議会	H10.8.25	要綱	センターの円滑かつ適正な運営を行うため	学識経験者、公募区民等	年2回程度	—
中 央 区	中央区女性ネットワーク	H16.5.20	会則	あらゆる分野への女性参画と地位向上を目指し、女性団体相互の交流連帯を深めること	区内女性団体15	総会、定例会、広報誌発行、講演会、区共催事業ほか	—
港 区	—	—	—	—	—	—	—
新 宿 区	しんじゅく女性団体会議	H18.4.1	要綱	区内の女性団体間の交流、女性問題についての学習	女性団体10名 区議会議員5名	年6回	—
文 京 区	文京区女性団体連絡会	S63.12	会則	男女平等参画社会の実現	区内女性団体	総会1回、常任委員会等随時	—
台 東 区	台東区立男女平等推進プラザ運営委員会	H13.6.15	要綱	台東区立男女平等推進プラザの事業・施設の運営・資料収集方針などについて区民の意見・要望を反映させるため。	学識経験者1名、男女平等推進団体・プラザ利用団体の代表3名、各種委員会の代表8名以内	年2回	—
墨 田 区	すみだ共生社会推進センター協力委員会	R6.4.1	要綱	すみだ共生社会推進センターにおける種々の事業の実施にあたり、区民の要望を直接的に反映させるとともに、その積極的な活動を支援するため。	区内在住、在勤者の公募による。各委員20名以内(任期2年)	・墨田区男女共同参画情報誌「すみなか」の発行 ・すみなかまつり等の企画及び実施 ・講座等の企画及び実施 ・男女共同参画関係情報の収集、整理及び提供	—
江 東 区	男女共同参画フォーラム実行委員会	H9	規約	男女共同参画社会の形成を目指し、男女共同参画の視点を持って区内で活動する学習団体を中心に、団体相互の活動発表・区民交流の場としてフォーラムを開催する。	男女共同参画の視点を持ち活動しているか、事業に賛同する個人	実行委員会年6回程度、男女共同参画フォーラム年1回開催	—
品 川 区	—	—	—	—	—	—	—
目 黒 区	目黒女性団体連絡会	S54	会則	男女平等共同参画社会の実現を目指す	会の趣旨に賛同する区内団体と個人	定例連絡会(月1回)ほか	—
大 田 区	—	—	—	—	—	—	—
世 田 谷 区	—	—	—	—	—	—	—
渋 谷 区	—	—	—	—	—	—	—
中 野 区	—	—	—	—	—	—	—
杉 並 区	杉並女性団体連絡会	S54.11.20	会則	各団体の活動を通して、自由で豊かな生活を築く	区内団体	総会、運営委員会、定例会、懇談会、区共催事業、区委託講座、ニュースの発行等	—
豊 島 区	豊島区立男女平等推進センター運営委員会	H4.10.1	要綱	男女平等推進センターの運営に利用者の意見を反映させるため	センター登録団体関係者、公募による一般区民、センター所長	令和7年度:4回開催	—
北 区	北区男女共同参画推進ネットワーク	H7.4.12	会則	男女共同参画の実現を目指した地域の担い手として活動	団体・個人会員	総会、共催事業等	—
荒 川 区	荒川区女性団体の会	H1.4.21	規約	加盟団体の活動を通じて、自由で豊かな生活を築く。	区内の女性団体4団体	講演会・研修会の実施 運営委員会月1回 広報誌の発行	—
板 橋 区	男女平等推進センター登録団体連絡会	H11.10.1	板橋区立男女平等推進センター団体登録要綱	①登録団体相互間の交流を図る ②区主催事業等への参画・協力等依頼	男女平等推進センター登録団体	連絡会年3回(R7年度)、I(あい)サロン、区民協働企画講座ほか	—
練 馬 区	練馬区立男女共同参画センター運営委員会	S63.7.1	要綱	練馬区立男女共同参画センターの事業の円滑な推進を図る	学識経験者、関係団体、利用登録団体、公募区民	運営委員会 年4回(令和7年度)	—
足 立 区	足立区女性団体連合会	S61.11.1	規約	女性団体が相互に連帯・協力し、男女共同参画社会の推進を目指し活動する。	区内で地域活動・学習・文化・教育・環境等の活動を行う49団体	①L・フェスタ、フォーラム等の共催、桜まつり・あだち区民まつり等の区イベントの運営協力 ②活動誌の発行(年2回)	—
葛 飾 区	かつしか女性会議	H8.4.1	規約	男女平等社会の実現を目指す	区内在住、在勤、在学の女性	定例会・学習会・分科会・講座講演会	—
江 戸 川 区	—	—	—	—	—	—	—

4 連携団体等

区市町村	女性団体との横断的組織	設置 年月日	根 拠	設置目的	構成員・団体	活動状況	機関がない場合の連携状況
八 王 子 市	—	—	—	—	—	—	男女共同参画社会の実現を目指して活動する団体へ情報提供を実施
立 川 市	立川市女性総合センター登録団体懇談会	H6.8.1	要綱	女性総合センターの円滑な運営を図る	女性総合センター登録団体	懇談会、たちかわ男女平等参画フォーラム参加・市民企画活動事業の企画運営等	—
武 蔵 野 市	武蔵野市立男女平等推進センター企画運営委員会	H29.4.1	要綱	センターの運営に関して、地域から広く意見を求め、市の男女平等の推進に関する事業を推進するため	市男女平等推進関係団体推薦者、公募市民、センター職員	講座講演会の企画運営等	—
三 鷹 市	—	—	—	—	—	—	登録団体を対象に利用者アンケートを実施
青 梅 市	—	—	—	—	—	—	—
府 中 市	府中市男女共同参画センター登録団体連絡会	H13.4.1	要綱	登録団体相互間の交流を図るとともに、男女共同参画センター主催事業への参画と協力を推進する	登録団体代表	男女共同参画センター登録団体連絡会通信を発行、団体間の交流会を開催	—
昭 島 市	—	—	—	—	—	—	—
調 布 市	—	—	—	—	—	—	—
町 田 市	町田市男女平等推進センター運営委員会	H12.4.1	要綱	町田市男女平等推進センターの円滑な運営を図る	町田市内の男女平等推進関係団体の代表、公募市民	年12回	男女平等推進センター登録団体懇談会を年1回開催
小 金 井 市	こがね女性ネットワーク	H8.7.6	会則	さまざまな団体、グループや個人によるゆるやかなネットワークをもとに、誰もがいきいきと暮らせる「まち」をつくる。	市内活動団体及び個人	会報の発行、学習会等、市の施策事業への委員の参加など	—
小 平 市	—	—	—	—	—	—	男女共同参画センター利用登録団体懇談会を年6回開催(令和7年度)
日 野 市	—	—	—	—	—	—	—
東 村 山 市	—	—	—	—	—	—	—
国 分 寺 市	—	—	—	—	—	—	—
国 立 市	—	—	—	—	—	—	—
福 生 市	—	—	—	—	—	—	—
狛 江 市	—	—	—	—	—	—	—
東 大 和 市	—	—	—	—	—	—	—
清 瀬 市	清瀬市男女共同参画センター運営委員会	H14.7	清瀬市男女共同参画センター運営委員会設置要綱	男女共同参画センターの運営に利用者の意見を反映させるため	センター登録関係3人、公募による一般市民2人、教育委員代表者、社会教育委員代表者、その他市長が必要と認めた者3人	男女共同参画センター主催の各種事業、会議室及び保育室、資料コーナー及び学習交流スペース、ワーク室その他の運営に関すること	男女共同参画センターにて年2回会議を実施
東 久 留 米 市	—	—	—	—	—	—	—
武 蔵 村 山 市	—	—	—	—	—	—	—
多 摩 市	TAMA女性センター市民運営委員会	H12.4.13	TAMA女性センター市民運営委員会設置要綱	TAMA女性センターで行う男女平等の推進・女性問題の解決に向けた様々な事業の企画立案・運営に市民の意見を反映させるため	公募市民7人	定例会(月1回)、講座・学習会など	—
稲 城 市	男女平等推進フォーラム稲城実行委員会	S51	規約	①市民と行政の協働を確立し、男女共同参画に係る市民推進活動の充実を図る。 ②男女平等を考えるフォーラムの実施、男女共同参画社会の実現を目的とする。	公募市民	○男女平等推進フォーラム稲城企画運営等 ○実行委員会年8回程度、男女平等推進フォーラム稲城年1回開催、記録集の発行	—
羽 村 市	—	—	—	—	—	—	—
あ き る 野 市	—	—	—	—	—	—	—

4 連携団体等

区市町村	女性団体との横断的組織	設置 年月日	根 拠	設置目的	構成員・団体	活動状況	機関がない場合の連携状況
西 東 京 市	－	－	－	－	－	－	－
瑞 穂 町	－	－	－	－	－	－	－
日 の 出 町	－	－	－	－	－	－	－
檜 原 村	－	－	－	－	－	－	－
奥 多 摩 町	－	－	－	－	－	－	－
大 島 町	－	－	－	－	－	－	－
利 島 村	－	－	－	－	－	－	－
新 島 村	－	－	－	－	－	－	－
神 津 島 村	－	－	－	－	－	－	－
三 宅 村	－	－	－	－	－	－	－
御 蔵 島 村	－	－	－	－	－	－	－
八 丈 町	－	－	－	－	－	－	－
青 ケ 島 村	－	－	－	－	－	－	－
小 笠 原 村	－	－	－	－	－	－	－
東 京 都	－	－	－	－	－	－	－